

3/18 早稿

「放送法文書」は行政文書

総務省認定 高市氏、一部「不正確」

総務省は七日、放送法が定める「政治的公平」の解釈を巡り、立憲民主党議員が公表した同省の内部文書

とされる資料が公式な「行政文書」と認め、ホームページで全文を公開した。中

央省庁が「取扱厳重注意」の文書を公開するのは極めて異例。安倍政権下の二〇一四～五年に作成されたとみられ、官邸が政権担当相は「正確性や作成者が確認できないものがある。私に関係する四枚の文

書は不正確だと確信を持っている」と指摘。自身の発言とされる記載は捏造との認識を示した。立民は協議には「番組に圧力をかける目的があった」と批判し、共産党は高市氏の閣僚辞任や議員辞職を要求した。

岸田文雄首相は七日の衆院本会議で「経緯については、総務省が国民に分かりやすく、適切に説明することが重要だ」と述べた。松本剛明総務相は記者会見で「関係者の認識が異なる部分がある」として、内容の精査を続ける考えを示した。野党は国会内でヒアリングを実施し、総務省幹部から事情を聞いた。

行政文書は公文書の一種で、総務省によると、公開したのは、立民の小西洋之参院議員が総務省職員から受け取ったとして二日に公表した七十八ページに及ぶ資料と同じ内容。一部は「取扱厳重注意」と記載され、当時の磯崎陽輔首相補佐官がTBS系の情報番組「サンデーモーニング」でコメントター金貴が同じ主張をしていたと問題視したこと、が議論のきっかけになつたことがうかがえる。

政府は政治的公平に関し「一つの番組ではなく、放送事業者の番組全体を見て判断する」との立場をとつてきだ。これに対し、磯崎氏が解釈の再検討を総務省に求めたほか、当時の安倍晋三首相と高市総務相が電話会談したとも記されてい